

「御堂筋イルミネーション2026業務」事業者募集に係る質問書への回答

令和8年5月18日

質問箇所	質問事項	回 答
<p>企画提案募集要項 6 ページ/9 ページ</p>	<p>5. 応募資格及び実績 ⑩ 応募者のうち、「電気工事」に従事する法人は、建設業法に基づく特定建設業の許可を有し、建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則第 18 条の 2 の規定による経営事項審査を受けていること。 また、応募時点において、大阪府建設工事競争入札参加登録業種のうち「電気工事」に登録されており、令和8年度等級区分に基づく等級「B等級以上」であること。と記載があります。 ※応募者の「電気工事」に従事する法人向けの応募資格及び実績</p> <p>しかし、9 ページ ② 応募資格を証明する資料に以下の(ア)～(ケ)の資料を1部(グループの場合は構成企業ごとに1部)提出すること。と記載されております。 <u>(ク) 令和8年度大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果</u> <u>は、構成企業ごとに1部ではなく、「電気工事」に従事する法人向けのみの証明資料と認識しています。よろしいでしょうか？</u></p>	<p>その通りです。</p>
<p>設置工事全般</p>	<p>中東情勢の影響で配線資材や樹脂製品の価格高騰、入手困難になってきている状況ですが、受注できた際の世界情勢によって入札価格では工事実施が難しいとなった場合、提案内容の変更や予算追加、施工方法変更などの協議は可能でしょうか。</p>	<p>契約締結後の社会情勢の変動により施工が著しく困難となった場合には、契約約款に基づき、客観的な根拠資料により状況を確認のうえ、施工方法、請負代金額等の協議が可能です。</p>